

県民保協たより

発行所 一般社団法人岡山県民間保育所協議会調査広報委員会 印刷所 二華園印刷 ☎ 086-526-6633



「岡山城」(岡山市)

令和三年七月に福岡県中間市で、四年九月には静岡県牧之原市で通園バスに園児が置き忘れられ死亡する事件が発生した。報道によれば同様の未遂事故は多数あるらしい。

報道を受けて国は安全装置の設置を義務化し、費用を助成すると表明した。これを受け、ICタグやセンサーによる検知システムやAIカメラによる監視システムなど、色々な会社が開発を表明している。しかし、狭い閉所空間内の置き忘れの確認に高度な装置は不要です。

保育現場では様々な場面で園児の安全確認を行います。朝の会で確認した人数が降園まで変わらない園はありません。園庭で遊ぶ時や園外保育に出かける時など、様々な活動の前後で安全確認を行います。安全確認は保育士の目視と子どもへの安全教育が基本です。

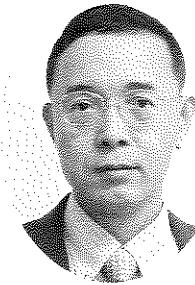
事件報道を見て、我が園は通園バスを持たないけれど、安全確認は大丈夫だろうかと思つた園長は多いと思う。職員は日々の保育に忙殺されている。その中で何をすべきかを考えるのが園長の仕事だと考えます。

翔



第百四〇發行に
よせて

会長 小松原 望



県民保協たよりの第一号は昭和五十七年十月一日に発行されました。今回で第百号のたよりになります。残念ながら、民保協が発足した当時の記録は残っていませんが、解散の危機を乗り越えて、昭和五十七年に理事会と総務・広報・予対・事業・共済の各委員会に組織を改編し、県内の保育関係者が集う唯一の団体として再出発したようです。この時、県民保協たより第一号が発行され、当時の状況を窺い知ることができます。

多くの会員の皆様が利用する共済制度は、昭和三十六年四月に岡山県社会福祉従事者共済会として発足し、岡山県社会福

祉協議会が運営・管理していましたが、昭和四十八年一月に保育所部分を分離して、岡山県民間保育所職員共済制度として民保協に移管されました。

では大きく変わつてお
り、制度を今一度、見直
すべき時期になつていま
す。

要となり、スマートな申入会が可能になります。共済制度の改正は、令和五年四月一日から適用されると予定です。

年、その実績を県に報告していきます。そして、いいよいよ二年後の令和六年度末には全ての公益目的財産を使い切る予定です。

祉協議会が運営・管理していましたが、昭和四十年一月に保育所部分を分離して、岡山県民間保育所職員共済制度として民保協に移管されました。

その後研究と議論を重ね、昭和五十七年四月に年金方式を加え、掛金として本人と事業主がそれぞれ標準月額の百分の二・五を積み立てて、退職時前三年間の平均本俸月額に加入期間別の乗率を掛けた退職金を算出する現在の共済制度に移行しました。当時の状況も県民保協よりの第一号に紹介されています。

共済制度の掛金は平成二十四年四月の改正で本人と事業主がそれぞれ千分の二十七を負担することになりました。平成二十七年四月の改正では三十年以上掛金を積み立てた会員が選択できた年金による受け取りが凍結され、一時金のみの受け取りに変更されました。

伝統のある共済制度ですが、昭和五十年代の経済状況や保育所の事業内容、職員の雇用環境は今では大きく変わつてしまり、制度を今一度、見直すべき時期になつています。

今回の主な改正内容は、退職前三年間の平均本俸月額から全加入期間の平均本俸月額に基準を変え、それに加入期間別に乗率を掛けた退職金を算出すること、および加入期間別に乗率を見直し、より公平な配分に基づけることです。加入期間二年目以降二十八年目までは一・五五%の付利を得を、二十九年目以降は一・三〇%の付利が得られる制度となります。

全加入期間の標準月額の平均値を使用することで、働き方が変わり本俸が減少しても退職金の受け取額が不利になることはありません。したがって、出産・育児により労働時間を短くしたり、再雇用制度により給与が減つても、共済制度から退会する必要はなくなります。また、これまでも再加入時に共済制度運営委員会での審査を行つていましたが、これが不

要となり、スムーズな申入会が可能になります。共済制度の改正は、令和五年四月一日から適用される予定です。

さて、平成二十年に始まつた国の公益法人制度改革改革によつて、当時、社団法人だつた民保協は一般社団、公益社団、解散のいずれかの選択を迫られました。執行部が集まり研究を重ねた結果、一般社団への移行を選び二十四年五月の定時総会での決議を経て、二十五年四月に一般社団法人に移行しました。移行に関する経緯については県民保協たより第七十五号から第七十九号まで、五回に渡つて勘藤会長が紹介されています。

しかし、移行に伴い旧社団法人から引き継いだ緑越財産は、共済制度の部分を除いてすべて公益目的財産と認定され、その使途が公益事業のみに制限されました。

当時約七千八百万円あつた公益目的財産を十二年間かけて全て使い切る計画を立て、岡山県の承認をもらつた後、毎

年、その実績を県に報告していきます。そして、よいよ二年後の令和六年度末には全ての公益目的財産を使い切る予定です。

この結果、令和七年度以降はこれまで公益目的財産を利用して活動してきた研修事業や調査・広報事業については、その事業内容を見直し、縮小することが必要になります。このことに関しては今後の課題です。

ところで、民保協は令和元年六月にホームページ（ＨＰ）を立ち上げました。ＨＰは民保協の活動を広く知つていただきための情報発信基地でもありますと共に、民保協と会員を直接つなげる窓口でもあります。費用の制約により全ての会員に県民保協たよりを配付することはできませんが、第八十七号以降はＨＰ上で誌面を閲覧することが可能となります。今後も、県民保協たよりが民保協と会員とつなぐ情報誌として活用されることを心から願います。

保育探訪 Part 10

原点回帰～保育の魅力を伝えたい～

就実短期大学
効果教育学

准教授 三好 年江 幼兒教育學科



保育職を離れて長い私が、今回のようなテーマでお話するのは、おこがましいと思いながらも、「保育の魅力を伝えたい」と思い現在の職に就いた当時に思いを巡らせていてます。

私が保育者養成の世界に足を踏み入れたのは今から二十二年前です。それまでは保育者として、保育所や幼稚園に勤務していました。子どもと生活や遊びを共にする中で、私は子ども達から沢山のことを学びました。

例えば、次の子ども同士の会話もその一例です。

五歳児の四月に同じ保育園から転園してきたM子とT子の会話です。二人が並んでブランコに乗つて話をしていました。普段は物静かなM子がはつきりとした口調で話しこそ

T 「うん！友達だね！」
傍で一人の会話を聞いていた私は、「楽しそうね！二人はいい友達だね」と伝えました。すると、とびつきりの笑顔で、「うん。そう友達なの！」と大きな声で応え、ブランコを勢いよく漕ぎながら顔を見合つて笑いました。何気ない子どもの会話でしたが、一人一人の子どもが人との関わりの中で、深く静かに様々に心を動かしているその事実を知り驚くとともに、自分の気持ちを素直に表

M 「Tちゃん、前の保育園のとき何で私と遊ばなかつたの？私はTちゃんと遊びたくてTちゃんの傍に行つたけど、Tちゃんは他の友達といつもどこかに行つてたでしょ？」
T 「ごめん。Mちゃんととも遊びたいなあと思つたんだけどね、他の友達が私と遊びたいって言うからその友達にMちゃんと遊びたいって言えなかつた。Mちゃんに悪いなあと思ったけど・ごめんね」
M 「私は寂しくて嫌だつたんだよ。でももういい。だつて、今は一緒にブランコ乗れて楽しいし、も

現し、軽やかに人との関係を紡ぎ直していく姿に、人として大切なことを教えられたような気持ちになりました。

保育者の仕事は、子どもの成長を傍で見ることができる喜びや、人との基盤が培われる大切な時期に関わるというやさやかな場面の中で、大いに感動があることはもちろんですが、何気ないさやかな瞬間があつたり、子どもの感性をくぐりぬけて捉えられる事物に、新たな世界を発見する驚きがあつたり、日常の中に沢山の感動がある仕事をしました。また、子どもの計り知れない可能性に触れ、明るく前向きな気持ちを持つて、子どもと共に人として育つことができない「魅力にあふれる仕事」だと思っていました。そして、いつの頃からか、そのことをこれから保育者になっていく学生達に伝えていきたいと思うようになつていつたのでした。

して「保育の魅力発信」が注目されるようになります。今を生きる子ども達に直接触れ、生活や遊びと共にしている保育者がいかに伝えられないことがあります。しかし、それも保育者に余裕がないれば、魅力を実感することができません。そこで、その余裕をどのように創り出していくかということが現場の課題となっています。園によつては、三年目までの保育者には無理をさせず、「とにかく子どもが可愛い、子どもと過ごすことが楽しい」と思えることを大切にしたい」と、園長先生や主任の先生方を中心にして创意工夫しているところも見られます。養成校を卒立つていく学生を新芽のように大切に育んでもうかるとともに、子どもたちの未来を思い並々ならぬ努力を続けておられる保育現場の先生方に心から敬意を表します。

幹部研修会報告①

～弁護士が実例から教える～ 園・職員を守るための苦情対応

この講義で、自分自身の苦情・クレーム対応を振り返って、考え方や行動を改めるべき点が多くありました。これまでの私の対応は、講師の柴田先生が話をされたような「相手に寄り添いながら、解決策を考える姿勢」というより、基本、余程の言い分でなければ、出来るだけ保護者の要求に応える、という前提で行動していました。問題が起つたときは、「その場を取める」「早く解決する」という短絡的な視点しか持っていました。せんでした。それは、本当に意味での相手に寄り添うことにはなっておらず、ときに保護者のわがままを受け入れてしまい、職員を守るという視点が欠落しているものであつたと反省しました。

こまですることはなかつたと思います。他にもマスクを着用しない保護者や立て続けに起きた園児のけがに対するクレームは、多分、多くの園で実際に起つてゐる問題だと思います。今回の講義の中で、様々な解決法があることを知り、自分の中で新たな選択肢が増えたとともに、他分野の人にも、広く意見を求める必要性を感じました。

弁護士であり保育士であるレーヴ法律事務所柴田洋平氏の講義をリモートにて聞かせて頂いた中で、待機児童対策を含め「利用と供給」で地域の中を選ばれる園として生き残りを考えなければいけない時代を迎えていたと助言を受けた。

保育現場で起こる様々な苦情対応には園としても頭を悩ませている厳しい現状がある。現場で起きている実例を基に対応の問題点を指摘していく。だく中でその問題点を受け止め改善、対応していく事が大切である。無理な要望は切り分けで「NO!!」と言える園となる事により、公平な対応が園児、職員、そして園全体の利益につながることを教えて頂いた。

又、幾つかの実例対応では弁護士の方に「コロナ禍でマスクを着用しない保護者」への「後ろから」の支援を、「立て続けに起きた園児のケガ・ケレームへの対応」は「横」からの支援を、「園行事による保護者の骨折、そこからのトラブル事案」への対応は「前に出ての支援を行つても

守つて頂けると伺えた。対応場面ではこちらの言いたい事は我慢し、相手に寄り添いながら意見を受け止め、「相談してくれてありがとう」という気持ちで接する。しかしわがままを聞くことばばかりでは保護者、園児の為にはならないことや身近に起こりうるかもしれない実例の提示があり考えさせられた。

もし、自園で起きた苦情であつたならばとの想いで聞かせて頂くことで、今後の対応場面に接する時に気に留めておく基本事項を教えて頂けたようだ。

『集団保育の場』で先生方が正しいと考える教育・保育をするべし』との助言を信念として対応を行つていけばいいのだと、苦情対応を行うことに少し不安を抱えていた部分に光が見えたようだ。

日々の保育を改めて見直し職員を守り、保護者の方々に選んでもらえる園を築いていきたいと思

さくらこども園
主任 井口 有美

幹部研修会報告②

ハラスメントに関する正しい理解～職場におけるパワーハラスメントについて～

レーヴ法律事務所の今西淳浩弁護士の講義をオンラインで受けた。具体的な内容で分かりやすく、考えさせられる事が多くあつた。講義内容として、ハラスメントと手を不快にさせる或いは脅威を感じさせる「嫌がらせ」である。パワーハラスメント（以下パワーラ）の代表的な言動では、①身体的な攻撃②精神的な攻撃③人間関係からの切り離し④過大な要求⑤過小な要求⑥個の侵害などである。パワーハラについては、「その言動に問題ない・パワーハラではない」と言つても社会一般が「その言動はパワーハラ」と考えればその言い分は通用しない。パワーハラに対する自己認識のずれはない。対して自分自身と社会との間に認識のずれはないかを見つめ直す必要がある。次にパワーハラをする為の職場環境として①トップのメッセージ（パワーハラは職場からなくすべきである）②ルールを決める③実態把握④教育（園の方針や取組みについて）等、様々な事を

学んだ。職場は人生の中で多くの時間を共に過ごす場でありその中で人格や尊厳を傷つける場所であつてはならない。また、価値観や常識が世代間で違う事の理解をし、日常会話や習慣の中にハラスメントに繋がるもののがなれば、ある言動によつて相手を不快にさせる或いは脅威を感じさせる「嫌がらせ」である。パワーハラスメント（以下パワーラ）の代表的な言動では、①身体的な攻撃②精神的な攻撃③人間関係からの切り離し④過大な要求⑤過小な要求⑥個の侵害などである。パワーハラにあつたる言動か否かの判断に切り離し④過大な要求⑤過小な要求⑥個の侵害などである。パワーハラについては、「その言動に問題ない・パワーハラではない」と言つても社会一般が「その言動はパワーハラ」と考えればその言い分は通用しない。パワーハラに對して自分自身と社会との間に認識のずれはないかを見つめ直す必要がある。次にパワーハラスメントの対応については①改めて自分自身の言動を振り返ると共にパワーハラ防止対策にしつかり取組み、研修等により知識や対応能力を向上させ、職場環境作りに努めたいと思いました。

本荘保育園
園長 関川 洋子

最初に、ハラスメントの現状について「いじめ・嫌がらせ」の相談がトック（報告・連絡・相談）に対し、最近は「おひたき（怒らない・否定しない）・助ける（必要ならない・助ける）（必要ならない）」と正しく実行できないと言われているそうだ。下も「ほうれんそう」を正しく実行できないと言われているそうだ。改めて自分自身の言動を振り返ると共にパワーハラ防止対策にしつかり取組み、研修等により知識や対応能力を向上させ、職場環境作りに努めたいと思いました。

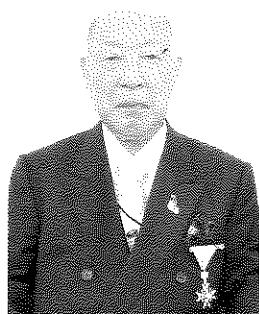
は、今年度の幹部研修会催された。ここでは、レーヴ法律事務所の今西淳浩弁護士に迎え「ハラスメントに関する正しい理解～職場におけるパワーハラスメントについて～」の講義内容について紹介する。最初に、ハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害されるもの①②③の全てを満たすものであると示された。次に、パワーハラスメントの対応については①ふりをしない。②自分が受けたたら相談窓口に相談する。③目撃したら、出来るだけ早く謝ること②自分が受けたたら相談窓口に相談する。③目撃した場合は必ずやめるよう指導を行うこと。指導を行わない場合は、責任を問われること。また、パワーハラスメントをし

園長 糸島 恵子

福一瑠璃会弘恵保育園の園長に就任され、爾来五十年にわたり乳幼児の健全育成に尽力されていいます。特に三歳以上児に対し音楽、絵画、体育などを取り入れた多様な活動を通して児童が自信を持ち個性を發揮できる保育に注力されました。五十五年には瑠璃会の理事、平成二十年には理事長に就任、法人の健全な運営にも注力されています。

この間、民保協の理事、副会長、会長および保協の副会長として倉敷市の保育組織の育成に尽力、また県民保協の理事、監事、共済制度運営委員と県保協の監事として岡山県の保育組織の充実にも貢献されました。

この度の受章をお慶びすると共に、健康に留意され、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。



小笠雄全先生
瑞宝双光章受章



県民保協たより第1号

百号発行によせて ～事務局から～

「表紙のことば」

岡山県のシンボルとして名高い岡山城が、令和四年十一月にリニューアルオープンしました。そもそも岡山の地に宇喜多秀家が岡山城を築き、その後城主となつた小早川秀秋、池田恒興らにより、城と城下町が更に拡張され、戦災で焼失後、昭和の再建、平成の改修、令和の大改修を経て現在に至ります。

岡山城の天守は、外壁は黒塗りの下見板で覆われていて「鳥城」の別名の謂れとなっています。

今回の大改修の目玉として、館内の展示が一新されています。監修者は、岡山市出身の歴史学者・磯田道史氏で、系統的・物語性のある展示解説となつています。

また、体験型の展示や、映像による解説も充実し、岡山ゆかりの人物や出来事を五感で感じられる場として、装いも新たに生まれ変わっています。

秋には新型コロナの終息を期待していたものの、今では第八波とインフルエンザの同時流行が懸念されています。園の運営において、できる限りの対策をしていても職員、家族の感染、濃厚接触者により職員不足で、行政と相談して休園の措置を何回も取らざるをえなくなり、保護者の方には、ご理解いただきながらもご迷惑をおかけして申し訳なく思つて いる次第です。ただ「しようがないよね、職員の皆さんもよくやつてくれてるよね」と声をかけて頂き、ありがたく、また救われております。

この機関誌は、共同募金より一部助成を受けています。

中野
昇卓

を向